

事務連絡  
令和2年4月27日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管課（室） 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

### 障害福祉サービス等情報公表システムにおける情報更新について

障害福祉行政の推進につきましては、日頃から御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、障害福祉サービス等情報公表システム（以下、「システム」という。）では、今年度の事業所情報の報告、公表に際し、以下のとおり対応を行います。

#### 1. 事業所申請状況のリセット

システムにおいて、都道府県・指定都市・中核市及び事業所は「処理状況（申請状況）」を確認することができますが、5月1日（金）より今年度の報告・承認申請が可能な状態にいたします。

なお、申請状況については自治体より事業所へ差し戻された情報はリセットされますが、事業所より自治体へ申請され未承認のものと、自治体による承認後公表待ちとなっているデータは、更新（公表の承認、公開）がされるまで、そのまま掲載されます。

#### 2. 各事業所へ登録情報の更新案内メールの配信

5月1日（金）（予定）にシステムから都道府県・指定都市・中核市及び事業所へ登録情報の更新に関するメールを配信いたします。

なお、今年度から新たに指定された中核市の管内にある事業所には、ID変更等（※）のお知らせメールも1日（金）以降、順次配信されますので、混乱のないようにご留意願います。

※ 現在のIDに都道府県等のコードが入っているため変更するもの。

#### 3. 独自項目を設定した場合の留意点について

3月27日付事務連絡『「障害福祉サービス等情報公表システム」機能等追加のお知らせ』でご案内した都道府県等の独自項目について、新たに独自項目を設定された場合、以下の内容についてご留意ください。

- ① 新たに独自項目を設定した場合、自治体において処理が停滞している事業者からの申請（差戻し、承認待ち、公表依頼待ち）は、年度切替時（毎年5月初日）に処理がリセットされますのでご注意ください。リセットを回避するため、新たに独自項目を設定した際は、年度切替前の速やかな承認、公表をお願いします。

- ② 設定した独自項目は、翌年度からの報告項目となります。したがって、5月1日からの令和2年度の届出開始以降に設定された独自項目については、翌年度（令和3年度）からの報告項目となりますのでご注意ください。

システムからのメール受信後に事業所から、今年度の報告・承認申請がなされますので、承認申請の依頼がありましたら、承認・公表処理をお願いいたします。

【問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課 評価・基準係

T E L : 03-5253-1111（内線）3036